北海道総合保健医療協議会地域保健専門委員会運営要領

第1 目

この要領は、北海道総合保健医療協議会設置要綱第7条の規程に基づき設置される地域保健専門委員会 (以下「委員会」という。) の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

所堂事項

委員会は、地域保健にかかわる重要な事項について協議する。 ただし、専門的事項に関し必要な場合は、臨時に委員を加えることができる。

委員会の委員は、総数15名以内とする。

第4 委員長及び副委員長

- 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 委員長及び副委員長は、委員が互選した者をもって充てる。
- 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

第5 議

- 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。 ただし、委員長は、これを会長に報告しなければならない。
- 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第6 小委員会

第7 庶

委員会の庶務は、担当部課において処理する。

委員長への委任 第8

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第9

- この要領は、昭和58年9月5日から施行する。
- この要領は、昭和63年8月26日から施行する。
- この要領は、平成3年3月20日から施行する。
- この要領は、平成6年5月23日から施行する。
- この要領は、平成13年4月1日から施行する。

北海道総合保健医療協議会の概要

